（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［略］

［２～７　略］

８　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・二四八を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・二二四〇を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

９　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

［一　略］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式によつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Ｂを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五三三を乗じて得た数で除して得た率

10　前項の算式の符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された平成三十年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項の算式の符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した平成三十年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　略］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数（「社会福祉費」にあつては普通態容補正Ⅰ係数）は、次項から第二十項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（「地域振興費」に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・八六八に満たないときは〇・八六八）とする。

（普通態容補正係数の算定方法）

第十条　［同上］

［２～７　同上］

８　都道府県の「地域振興費」に係る普通態容補正Ⅰ係数は、当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の級地につき別表第一のＡに定める率を当該区域内の当該地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに当該都道府県庁の所在する市の地域手当の級地に係る別表第一のＢに定める率に一、七〇〇、〇〇〇を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び当該都道府県の面積を六、五〇〇で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（四・〇〇〇を超えるときは、四・〇〇〇とする。）を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に、当該都道府県の人口密度が五、〇〇〇人以上のものにあつては当該人口密度を一、〇〇〇で除して得た数に一・二七二を乗じて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から六・三四三四を控除して得た率を、その他の都道府県にあつては一・〇〇を乗じて得た率とする。ただし、当該率が一・〇〇〇に満たないときは、一・〇〇〇とする。

９　都道府県の「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る普通態容補正Ⅱ係数は、次の各号に定めるところにより算出した率を合算して得た率とする。

［一　同上］

二　当該都道府県の区域内の各市町村について前号の算式によつて算定した指数（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）につき別表第一に定める乗数Ｂを当該区域内の指数ごとの市町村の人口（五〇、〇〇〇人を超える場合にあつては、五〇、〇〇〇人とする。）に乗じて得た数値を合算した数値を当該都道府県の人口に〇・五六〇を乗じて得た数で除して得た率

10　前項の算式の符号において、級別は、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第五条の二の規定によつて条例で指定された平成二十九年四月一日現在における級別によるものとする。ただし、へき地教育振興法施行規則に規定する基準を満たすものに限る。

11　第九項の算式の符号において、教職員数は、学校基本調査規則によつて調査した平成二十九年五月一日現在における教職員数で市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定によつて都道府県が給与を負担する者に係る数とする。

［12　同上］

13　市町村の経費に係る普通態容補正係数は、次項から第二十項までに定めるもののほか、第一号及び第二号の規定により算定した率を合算した率（地域振興費に係る普通態容補正係数にあつては当該合算した率に一を加えた率）とする。ただし、次項から第二十項までの規定による率又は当該合算した率が一・〇〇〇に満たないときは一・〇〇〇（「社会福祉費」に係る町村の普通態容補正係数にあつては、〇・八八四に満たないときは〇・八八四）とする。